

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

いずみの園介護保険サービスセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所指定番号 第4470300056号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 事故発生時の対応	6
8. 虐待の対応	6
9. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団
- (2) 法人所在地 大分県中津市大字永添2744番地
- (3) 電話番号 0979-23-1616
- (4) 代表者氏名 理事長 富永 健司
- (5) 設立年月 昭和46年8月14日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して居宅介護支援事業を行います。
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 いずみの園介護保険サービスセンター
平成11年9月14日指定 4470300056号
- (4) 事業所の所在地 大分県中津市大字永添2744番地
- (5) 電話番号 0979-23-0990
- (6) 管理者 氏名 瀧澤由美恵
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業主体から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
 - 2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立の立場を保持します。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 法人が行っている他の業務

当法人では、次の事業もあわせて実施しています。

- ・特別養護老人ホームいずみの園
- ・いずみの園ショートステイサービス
- ・いずみの園デイサービスセンター（ふれんど・ふれあい・かきぜ）
- ・障害者デイサービス事業
- ・いずみの園地域公益課
- ・いずみの園児童クラブ（ピーター・ポール）
- ・いずみの園訪問看護ステーション
- ・いずみの園ホームヘルプステーション
- ・寄り合いセンターいずみ
- ・いずみの園コールセンター（夜間対応型訪問介護・24時間型）
- ・いずみの園コールセンター24時間サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）
- ・グループホーム（けやき・いちょう）
- ・ワークセンターシャローム
- ・障害者生活支援センターエマオ
- ・グループホーム（ハレルヤ・ベテルハウス）
- ・生活介護（エステル）
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスマルコ
- ・中津市地域子育て支援拠点事業ボール
- ・中津市障がい者等基幹相談支援センター
- ・地域活動支援センターリアン
- ・ケアマンション聖愛ホーム（ケアハウス）
- ・シニアレジデンスいずみの森
- ・人材育成研修センター
- ・中津市地域包括支援センターいずみの園

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 中津市、宇佐市、豊前市、吉富町、上毛町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（日曜日、12月30、31日、1月1、2、3日は休日）
受付時間	8：30 ～ 17：30

4. 職員の体制

当事業所では、特定事業所加算算定事業所として、24時間連絡体制を確保し、積極的に中重度者や支援困難者への対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを提供するため、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	職 種	常勤	非常勤
1. 管理者兼主任介護支援専門員	1名		3. 介護支援専門員	2名以上	
2. 主任介護支援専門員	1名以上				

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成し、利用者に交付します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。その為に公正中立な立場で、各サービス種別ごとに様々な指定居宅サービス事業者から紹介できることを説明します。

③介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮し、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料及び選定理由の説明を求めることができること等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 特段の事情のない限り、少なくとも月1回、ご利用者の居宅を訪問し、利用者本人・家族との面接を行うことで居宅サービス計画の実施状況を把握し、その結果を記録しておきます。
- ・ 要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めます。
- ・ ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

福祉用具貸与又は、特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に説明し、メリット及びデメリットを含め、利用者等への十分な説明と多職種（医師や専門職等）の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案を行います。

⑤ 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑥ 関係機関との連携

- ・ 居宅介護支援の提供の開始に当たり、病院や診療所等に入院する際は、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するようお願いいたします。
- ・ 医療系サービスを希望される場合は、主治の医師等に意見を求め、その後、居宅サービス計画書を主治の医師等に交付いたします。
- ・ 訪問介護事業者等から口腔に関する課題や服薬状況、介護支援専門員がモニタリングの際に把握したご利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を提供します。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料

金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

- ① ・居宅介護支援費Ⅰ 要介護 1・2：1086 単位/月 要介護 3・4・5：1411 単位/月
 - ・居宅介護支援費Ⅱ 要介護 1・2： 544 単位/月 要介護 3・4・5： 704 単位/月
 - ・居宅介護支援費Ⅲ 要介護 1・2： 326 単位/月 要介護 3・4・5： 422 単位/月
- ② ・特定事業所加算Ⅰ 519 単位/月
 - ・特定事業所加算Ⅱ 421 単位/月
 - ・特定事業所加算Ⅲ 323 単位/月
 - ・特定事業所加算 A 114 単位/月
- ③ ・入院時情報連携加算Ⅰ 250 単位/月
 - ・入院時情報連携加算Ⅱ 200 単位/月
 - ・退院・対処加算Ⅰイ 450 単位/月
 - ・退院・対処加算Ⅰロ 600 単位/月
 - ・退院・対処加算Ⅱイ 600 単位/月
 - ・退院・対処加算Ⅱロ 750 単位/月
 - ・退院・対処加算Ⅲ 900 単位/月
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位/月
 - ・看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位/月
 - ・緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位/月
 - ・ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/月
 - ・初回加算 300 単位/月
 - ・同一建物内に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の 95%算定

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の交通費用として下記料金をいただきます。

1 往復につき 500 円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 27 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

大分銀行 大貞支店 普通預金 5068989

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行、信用金庫、信用組合、農協、郵便局など

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う担当の介護支援専門員はサービス開始時に決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な対応を行います。

8. 虐待の防止及び身体拘束等の適正化

いずみの園介護保険サービスセンターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じ、身体拘束等の適正化の推進を図ります。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 瀧澤由美恵

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) サービス提供中に当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

(5) 身体拘束等の適正化の推進

- ・利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと
- ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと

9. 衛生管理について

感染症の発生及びまん延防止に努め、必要な措置を講じます。

10. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い本事業所の職員に対して、必要な研修及び訓練を実施するものとします。

11. 各種ハラスメント処理についてはその防止や発生した場合の適切な対応を行います。また、付属文書においても規定いたします。

12. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当部署）

〔職名〕 総務部 総務課課長 経理課課長

○ 受付時間 毎週 月曜日～土曜日 電話 0979-23-1616
8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

中津市役所 介護保険担当課	所在地 中津市豊田町14番地の3 電話番号 0979-22-1111 FAX 0979-26-1217 受付時間 9:00 ～ 17:00
国民健康保険団体 連合会	所在地 大分市大手町2丁目3番12号 電話番号 097-534-8470 FAX 097-537-8652 受付時間 9:00 ～ 17:00
大分県社会福祉協 議会	所在地 大分市大津町2丁目1番14号 電話番号 097-558-0300 FAX 097-558-6001 受付時間 9:00 ～ 17:00

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、サービス提供開始から5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご利用者及びその家族等に関する事項を下記の使用目的以外に第三者に漏洩しません。（守秘義務）

<個人情報使用目的>

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整、「介護サービス情報の公表」制度の調査等において必要とする場合。

2. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合

ご利用者は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所のサービスを終了させていただくことになります。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から解約を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの解約の申し出

ご利用者から解約を申し出ることができます。その場合には、終了7日前までに申し出てください。

ただし、以下の場合には、即時に解約することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本説明書に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本サービスの提供を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの解約の申し出

以下の事項に該当する場合には、解約させていただくことがあります。

- 利用者又は利用者の家族、同居人その他の関係者が、事業者、事業者の従事者、他の利用者、その他一切の関係者に対して以下の各号に定める行為を行い、事業者から申し入れを行ったにもかかわらず改善されず、事業者の運営に支障をきたし、または事業者の従事者や他の利用者その他一切の関係者に精神的苦痛を与え、就業環境や利用環境が害された場合
- ① 殴る蹴る、刃物を向ける、物を投げつける等の身体的な暴力行為を行った場合
 - ② 事業者や、事業者の従事者、他の利用者その他一切の関係者の動産ないし不動産を故意に損壊した場合
 - ③ 大声を出したり、テーブル等を叩いたり、危害を加える旨を告げる等の暴力的または脅迫的な言動を行った場合
 - ④ 過度の連絡、要求の繰り返し、長時間の拘束、接触あるいは付きまとい行為等を行った場合
 - ⑤ 合理的理由なく、特定の従事者による対応を要求し、事業者がこれを拒絶したにもかかわらず要求を続けた場合
 - ⑥ 事業者の施設及び敷地からの退去を求められたにもかかわらず退去しない場合
 - ⑦ 義務のないことを行わせ、あるいは、違法または不当と認められる要求を行った場合
 - ⑧ ご利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果サービスの提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ⑨ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、サービスの提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ⑩ 訪問中に介護支援専門員を含む、利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットに掲載すること
 - ⑪ セクシャルハラスメント等の各種ハラスメント行為
 - ⑫ 連続して3カ月を超える入院が続き、退院の見込みがたたない状況が生じた場合

4. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

(1) 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

(2) 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属文書に定める内容については終了することとなります。

(3) 要介護認定の結果、自立(非該当)または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

(4) 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。② 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。 |
|---|